

# 精神保健福祉手帳1級、 または2級(重複障害)の方へ

## 水道料金・下水道使用料の 減免制度のご案内

水道料金・下水道使用料の減免制度について、精神保健福祉手帳をお持ちの方が対象となります。減免の適用には申請が必要になりますのでお住まいの区役所高齢・障害課でのお手続きをお願いします(窓口混雑緩和のため、郵送での申請にご協力をお願いします)。



### 水道料金・下水道使用料の減免制度とは？

- 水道利用者または同居等のご家族が**精神保健福祉手帳1級**の手帳をお持ちになっている場合、1か月当たり10立方メートルまでの水道料金及び下水道使用料相当額の金額が減免される制度です。
- 上記以外に、**精神保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級、児童相談所または更生相談所において知能指数が50以下と判定された方**のうち、2つにあてはまる場合も減免制度がご利用できます。



### 減免額は？

2か月検針の場合、20立方メートルまでの水道料金(1,584円)、下水道使用料(1,496円)の合計(3,080円)を上限として減免されます。



### 減免の適用 開始時期は？

令和4年3月以降の検針日から適用になります。(申請は令和4年1月24日から可能です)



### 申請時の 必要書類

- 申請書
- 障害者手帳(郵送の場合はコピー可)
- 水道番号が確認できる書類  
[水道料金の領収書等]  
(郵送の場合はコピー可)  
(初回検針前の場合は不要)
- 身分証明書(郵送の場合はコピー可)

### お問い合わせ、お手続き先(申請書郵送先)

■ 川崎区役所高齢・障害課精神保健係	〒210-8570 川崎市東田町8	☎044-201-3213
■ 幸区役所高齢・障害課精神保健係	〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1	☎044-556-6695
■ 中原区役所高齢・障害課精神保健係	〒211-8570 中原区小杉町3-245	☎044-744-3297
■ 高津区役所高齢・障害課精神保健係	〒213-8570 高津区下作延2-8-1	☎044-861-3309
■ 宮前区役所高齢・障害課精神保健係	〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5	☎044-856-3262
■ 多摩区役所高齢・障害課精神保健係	〒214-8570 多摩区登戸1775-1	☎044-935-3324
■ 麻生区役所高齢・障害課精神保健係	〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1	☎044-965-5259

### 事業所管課、お問い合わせ先

- 健康福祉局精神保健課(精神障害) ☎044-200-3608
- 健康福祉局障害者社会参加・就労支援課(身体障害、知的障害) ☎044-200-2676



# 水道料金・下水道使用料の減免申請をされる方へ

## 減免申請にあたっての注意事項

1

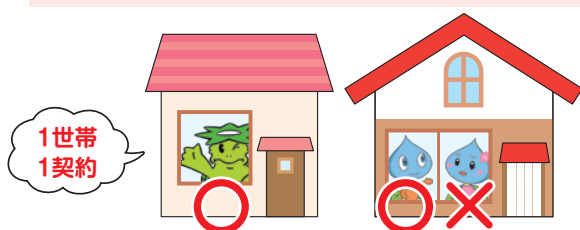
有効期間の切れている精神保健福祉手帳では減免が適用されません。

※減免適用後も精神保健福祉手帳の有効期間が切れると資格を喪失しますのでお手続き漏れがないようご注意ください。

2

適用対象は、1世帯で1契約です。

※同一世帯に減免の適用を受けている方がいる場合には申請できません。



3

適用対象は、1つの給水契約です。

※同一世帯で複数の給水契約がある場合も減免の適用対象は1契約です。

4

申請する水道は、家事用に限りです。

※店舗のみで使用している場合は、適用を受けられません。

5

水道使用者名義が会社名や店名などの場合は、個人名(代表者、世帯主氏名)を確認させていただきます。

6

転居等により、水道の使用をやめたときは、減免の適用も自動的に中止され、減免資格も喪失されます。

※川崎市内で転居される場合、家の改築等で一時的に転居された場合も、再度申請が必要です。



7

水道使用者と同一の世帯に属さなくなった時や減免資格の対象外となる施設に入所した時は減免資格が喪失されます。

※減免資格の対象外となる施設

- (1) 生活保護法の救護施設・更生施設
- (2) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- (3) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- (4) 障害者支援施設、福祉ホーム
- (5) 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者授産施設(入所)
- (6) 旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設、旧知的障害者通勤寮
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設
- (9) 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業を行う施設

8

減免開始時期は、原則、上下水道局が申請書を受理した翌月以降の検針分からになります。

※減免決定前の料金等は減免できません。  
※申請書受理日が月末に近い場合は、翌々月以降となる場合があります。

9

資格を喪失された場合は、区役所等へ資格喪失届を提出してください。

※届出が遅れると、料金等を追加徴収する場合があります。  
※資格喪失が確認できた場合は、資格喪失届の提出がなくても、減免の廃止をさせていただくことがあります。

